

論 説

株 式 会 社 の 目 的

— 定款目的とその他の目的 —

大 野 實 雄

はしがき

- 1 目的と無償行為
- 2 不法な目的と不法でない目的
- 3 企業維持のための営業
- 4 資産・資源の活用のための営業
- 5 余資運用のための株式投資
- 6 他会社株式の取得と株式の相互保有
- 7 新製品開発とその企業化のための事業部門の設置
- 8 退職役員に対する慰労金の贈与
- 9 定款目的にも企業目的にも含まれない行為
- 10 定款目的にも企業目的にも含まれない営業と子会社の利用

余論——政治資金の寄附について——

はしがき 株式会社の定款には、必ず目的を記載しなければならない（商166条1項2号）。だが、株式会社の目的はそれだけであろうか。そのほかにも目的があるのではないだろうか。この疑問を抱くようになったのは、八幡製鉄株式会社の政治献金に関する最高裁の判決（昭45・6・24、民集24巻6号625頁以下）を読んだときからであった。アメリカの商法学者Harry G. Henn教授によれば、会社の目的（corporate purposes）を示す語としての purposes と objects とは同義語であるというのであるが、（Law of corporations, 2d ed. 1970, p.201），フランスの商法学者のなかには、定款上の目的（objet social）とそのほかの目的すなわち、企業の目的（but de l'entreprise）とを区別する学者がある（Ripert par Roblot, Traité élémentaire de droit commercial, 6^e éd., tome 1^{er}, 1968, p.402）。日本語にも、目的

という語に似た表現として、目標とか意図などという語があるが、これらの用語の意味が、目的という用語と全く同じであるのか、それとも、用法がちがうのか、よくわからないが、定款に記載する目的（定款目的）とは、会社が営む事業のことであり、定款にはこの事業を具体的に記載しなければならないので、結局、具体的な営業目的を指すことになる。具体的に書く場合にも、贈答品の販売とか、産業機械の製作販売という程度の記載では、漠然としていて特定性がないし、電気製品、電化製品、住宅機器などという表現も不正確であるため、類似商号か否かの判定ができなくなるおそれがあり（商登法27条），そのために、公証人の定款認証（商167条）にも支障をきたすことになる。⁽¹⁾八幡製鉄株式会社の定款記載の目的は、「鉄鋼の製造および販売ならびにこれに附帯する事業」で、具体的ではあるが、この目的と政治資金の寄附とが、どのように結びつくかが問題である。最高裁判決は、「ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうるところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとっても、一般に、かかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。」と判示して（前掲628頁），政治献金は、定款記載の目的とかかわりはないけれども、この目的を遂行するうえで、間接に必要な行為である、したがって、政治献金をすることも会社の権利能力の範囲内の行為であり、これをあえて行なった取締役には善管義務違反も忠実義務違反もない、とした。

この判決は、会社の権利能力を定款上の目的に結びつけて論ずるところの伝統的な学説・判例に基いてなされたものであるが、政治資金の寄附までも、定款上の目的に結び付けているのは、苦惱の果てのこじつけである。ある行為が鉄を造って売るのに間接に必要な行為であるならば、その

行為もまた目的ではないのか。それが定款上の目的でなくとも、そのほかの目的、すなわち、企業の目的なのではないだろうか。株式会社の定款目的に無償行為を掲げることは、商法のエスプリから考えて、絶対に許されないことである。だが、現実には、各種の無償行為が実行されている。この現実を解釈するに当って、株式会社の権利能力を、定款記載の目的だけに関連させて考えてきた伝統的な立場に疑問をもつのである。⁽²⁾

(1) 同一の営業のために、他人が登記した商号を登記することはできないから（商19条）、定款記載の目的は具体的でなければならない。大島長男 定款認証の実務からみた若干の報告と考察（一），公証 第48号（昭52・10）p.49以下。

(2) この問題について、株式会社のなす献金と題する論文を民商法雑誌第47巻第3号、第5号、第6号に発表された富山康吉教授は、「株式会社のなす政治献金は、その行為の性質からいえば、権利能力の範囲外の行為としてではなく、公の秩序違反の行為（民法90条）としてその私法上の効力を否定されるべき行為である。」とされた（同誌第6号52頁）。

また、結論には賛成されながら、大隅健一郎裁判官は、「定款所定の目的と関連せしめて論することは、意味がないばかりか、かえって牽強附会のそしりを免れないのでないかと思う。……政治資金の寄附のごとき行為は、会社の法人としての社会的実在であることに基づいて認められた、通常の取引行為とは次元を異にする権利能力の問題であると解する……」との意見を付けられた（民集前掲646頁）。

1. 目的と無償行為 株式会社の定款に記載する目的に、無償行為を掲げることは絶対に許されない。具体的な営業に、無償行為などありえないからである。したがって、無償行為を商法266条1項5号の「定款ニ違反スル行為」と解釈することはできない。八幡製鉄株式会社の政治献金事件は、原告側が、定款違反を請求原因としたために、判決も、この主張に引き回わされて了ったきらいがある。

無償行為を定款目的に掲げることは許されないけれども、無償行為を目的とする行動は、場合によっては、承認される。教育事業とか、緑化運動

などに対する出捐がその例である。この種の行為は、公序良俗、株主平等などの理念に反するものでなく、判例のいわゆる『社会的実在』としての企業の目的にふさわしい行為である。

(3) 株式会社においては、株主平等の原則に反する無償行為をなすことは許されない。判例は、贈与義務履行請求事件において、「会社が、一般株主に対しては無配としながら、特定の大株主に対して、無配直前の配当に見合う金額として、報酬名義で月額8万円、中元および歳暮名義で各5万円を呈することを約した贈与契約は、株主平等の原則に違反し無効である。」としている（最判昭45・11・24、民集24巻12号1963頁）。

2. 不法な目的と不法でない目的 定款に不法な目的を記載することは許されない。かりに記載したとしても、公証人は定款の認証を拒絶する（商167条、公証人法26条）。したがって、商法58条1項1号の「会社ノ設立ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタトキ」の会社解散命令は、定款目的が適法で、公証人もこれを認証し、会社の設立登記がなされている場合でも、背後に不法な意図がある場合（服部栄三 新版会社法〔ミネルバ書房法律学全書12、昭50年版〕p.173）になされる。したがって、商法58条1項1号に、不法な目的とある、その目的は、商法166条1項1号で使われている目的と、文字こそ同一であるが、意味は全然ちがう。全く意味がちがっているにもかかわらず、日本語特有のあいまいさのために、同一文字を使っているのである。不法な目的とあるからには、不法でない目的もあることが前提になるから、株式会社の目的には、①定款に記載されている目的と、②定款に記載されていないが不法でない目的との二つの目的があることになる。⁽⁴⁾ 定款に記載されていない不法な目的は、株式会社の目的ではあり得ず、刑罰の対象になるだけである。

②の目的を、かりに、企業目的と名づけこれに関連する問題について考えてみよう。

(4) 清水教授は、商法第52条第1項に、本法に於て会社とは、商行為を為すを業とする目的を以て設立したる社団をいう、と規定されている『商行為を為すを業とする目的』と、同条第2項の、『営利を目的』とする社団にして本編の規定により設立したるものは、商行為を為すを業とせざるも、これを会社とみなす、という規定と、さらに、第54条第1項の『会社はこれを法人とする旨の規定とを合体して、『本法において会社とは、営利事業を為すこととする目的として、本編の規定により設立したる社団法人である。』とすればよかった。営利事業を営むことが会社の目的 (Zweck) である。それは条文上明白なこと、定款目的 (Gegenstand) は、Zweck の内容すなわち業種を指すものであると説かれている。清水新 株式会社の定款をめぐる諸問題 (東洋信託銀行刊 代行リポート第21号 昭49年2月)。

3. 企業維持のための営業 不況等で営業不振や資金難に陥った企業が、不況を乗りきるため臨時に営む事業は、企業維持のためにする企業目的にかなうものであるから、たとえ定款目的として記載されていなくても、したがって、また、登記されていなくても、理論上当然に行ない得る営業であるとおもう。酒類の醸造ならびに販売を定款目的 (objet) とする会社が、不況克服のため、臨時に始めたしょう油の販売 (but)⁽⁵⁾、ビルの賃貸を定款目的とする会社が臨時に始めたラーメンの販売業、倉庫業を定款目的とする会社の臨時の省下販売業などは、いずれも裁判例で認められたケースである。⁽⁶⁾ 落ち目のときに、わるあがきをすれば、かえって赤字を増大する危険があるけれども、だからと言って、企業維持の努力をしないわけにはゆかぬであろう。冒険は企業の宿命である。ボウリング全盛の頃、その兼営が昭和40年代の不況にあえいでいた多くの企業に不況抵抗力をつけたことが回想される。間もなく流れが変わるという見通しがあるときに、定款変更をくりかえすことを要求するのは、かえって商法のエスプリに反することになろう。

(5) but は他覚的 (objectif) であることを示す。第三者からみれば、現実に行なわれているのはしょう油の販売業であり、それが当該会社の営業 (but, réel) で

ある。登記簿の閲覧その他の方法によって、定款目的（objet）が、酒類の醸造ならびに販売であることを知るのである。

(6) 事例は、水田耕一 会社事業の拡張と定款の「目的」変更の要否（商事法務研究216号 p.16以下）および新商事判例便覧83（同誌369号附録）に掲った。

4. 資産・資源の活用のための営業 会社が保有する資産、たとえば、土地を、使用開始までの間、有料の駐車場として活用することは、漠然と値上がりを期待して遊ばせておくよりも、はるかに有益である。また、温水を流し棄てて了うよりも、池を造ってうなぎの養殖をはかる方が、はるかに生産的である。この種の営業は、定款目的の附帯事業というには、あまりにも微々たる事業であり、また、定款目的とはあまりにもかけ離れた仕事であるから、株主総会を招集して定款変更の手続をふむことを要求しなければならぬほどの問題ではないけれども、未使用のまま放置したり、棄てて了うのに比べれば、軽視しがたい付加価値を生む点で、企業目的に合致するものといえよう。あえて、定款所定の目的を遂行するのに必要・有益なりや否やを問題とするまでもないことである。

5. 余資運用のための株式投資 業績不振とは逆に、業績が好調で、資金に余裕がある場合、3、4の場合のような営業を行なうのではないけれども、巧みに資金を運用して企業の業績の安定をはかるために行なう有価証券への投資は、定款目的に関係なく、企業目的達成のための企業活動として、これを行ない得るものと解する。いわゆる法人株主の比率の増大は、これを示すものである。預金利子よりもはるかに有利なキャピタル・ゲインを得られれば、それは企業収益の増加につながるわけであるから、株式・社債その他の債券への熟練した投資は、資産活用のための営業と全く同一視してよい。この種の投資は、株式会社に限らず、非営利団体の多くが行なっていることは周知の事実であり、いちいち、定款や寄附行為の変更手続をふんでいるわけでなく、資金運用の一つの方式として承認され

ている行為である。

注意すべきことは、この株式投資が大規模に行なわれて、定款目的たる営業に匹敵する可能性があるような場合は、単純な余裕資金運用のための投資の域を超えるものであるから、定款目的を追加変更しなければならない。⁽⁷⁾ 海運業を営む某社にその実例ありといふ。

(7) 竹中正明 コングロマリット経営と定款の目的（商事法務620号4頁）。

6. 他会社株式の取得と株式の相互保有 余資運用ではなく、經營権を守るために自社株の買占めを予防し、いわゆる安定株主をつくるために行なわれる行為である。現行商法は、自己株式の取得保有を禁じているため（商210条、489条2号），他の会社に株式を持ってもらい、その他会社の株式を自からも持ち、この相互保有方式によって、乗っ取りのための株式買集めを防止し、經營の安定をはかるのである。この場合、他会社が自己と営業目的を同じくすると否とを問わない。

相互保有は、定款目的とは無関係の行為であり、目的の遂行に有益・必要な行為であるとしてむりに定款目的に結び付けることをしないでも、企業目的として承認される行為である。1の場合と同様に、企業維持の理念から承認される行為ではあるけれども、1の場合のように臨時に営業をするのではなく、必要であるかぎり長期的に続けられ、經營の安定をはかるのである。

相互保有方式には、場合によっては、資本の空洞化や株主総会の形骸化をきたす弊害があるから、⁽⁸⁾ 適当な制限を加える必要があろう。

(8) フランス会社法第358条によれば、甲社が乙社の資本の10パーセントを超える部分を有するときは、乙社は甲社の株式を保有することができない、甲社は自己の保有状況を乙社に通知しなければならず、甲乙間においてこの状態の補正についての合意が成立しないときは、乙社はその保有する甲社株式を甲社以外の者に譲渡しなければならない。早稲田大学フランス商法研究会編 フランス会社法（昭

50年9月) p.242参照。なお自己株式の取得・保有は禁じられている(仮会社法217条)。

7. 新製品開発とその企業化のための事業部門の設置 商法286条の3は、左の目的すなわち①新製品または新技術の研究、②新技術または新経営組織の採用、③資源の開発、④市場の開拓等の目的(私のいう企業目的に当る目的)のために特に支出した金額を繰延資産となし得ることを規定しているが、新製品または新技術の開発のために行なう試験研究であるから、現に生産している製品または採用している製造技術の改良のため常時行なう試験研究は含まない。後者は定款目的を遂行するため有益・必要な行為であるのに対し、前者は、定款目的たる営業とは関係なく行なわれ、いわゆる技術革新の名の下に、企業活動を牽引し、場合によっては、その方向を転換させるほどの重要な役目を荷っているものである。この試験研究の成果を、現実に企業化し得るか、その目途をつけるために試験的に一つの事業部門を設けて活動を開始するまでの段階では、定款変更をまたずして行ないうるものとおもう。商法286条の3の規定は、それを当然の前提としているのではないだろうか。しかし、テストに成功して旧態を一変するような企業活動に進む段階に至れば、定款目的を変更しなければならない。

8. 退職役員に対する慰労金の贈与 前述した教育事業や緑化運動への寄附等と同じく、これもまた無償行為であるから、定款目的として記載するわけにはいかないけれども、多くの会社で慣行されていることは周知のことである。判例に現われた事案では、退職慰労金が、商法269条の『取締役が受くべき報酬』に当るか否かの点が主たる争点であったけれども、現に取締役でない者に同条の適用ないし類推適用が許される筈はないから、そのような角度から争われるべきケースではなく、むしろ、定款に記載することを許されない無償行為であるけれども、それが公序良俗に反しない

どころか、永年にわたって慣行されてきた淳風美俗として、一般に承認されるか否かの問題として争われるべき事案であり、これを肯定する私の見解は、別に発表してあるので、ここでは省略する。⁽⁹⁾

(9) 拙稿 退職役員に対する慰労金贈呈 東洋信託銀行刊 代行リポート19号（昭48年10月）。この論文は、関西電力株式会社の株主総会が、前取締役会長に対する弔慰金贈呈の決議をした件について、決議の効力が争われた事件の大蔵高裁昭和48年3月29日の判決をテーマとしたものである。

9. 定款目的にも企業目的にも含まれない行為 定款目的は会社の権利能力を制限するものではなく、取締役の責任追及原因となるにすぎぬとする制限否定説があることは学界周知のことであるが、数ある企業の中には、多角経営をめざして、定款目的とは無関係の事業に、定款を変更しないまま、経営を拡大して、失敗する例がある。そのような結果となれば、取締役の責任追及の可能性は、法学者の気休めにはなっても、失なわれたものは返ってこない。したがって、株式会社の権利能力は、定款目的と企業目的とに制限されなければならぬものと私はおもう。

10. 定款目的にも企業目的にも含まれない営業と子会社の利用 目的外の行為とは、定款目的にも企業目的にも含まれない行為をいう。会社は、この意味における目的外の行為をなすことはできない。自らは目的外の営業を営むことが許されない場合に、子会社（商274条の3）を利用してこれを営ませることができるのであろうか。子会社株式の100パーセントを保有する場合はもちろん、50パーセントを超える保有でも、議決権を通じての親会社による支配は絶対であるから、親会社が自から営業する場合と同じことである。したがって、形式的な別法人である子会社を利用して、目的外営業を営むこととなる場合は、これを認めるわけにはいかない。親会社と子会社とは、納税や会計の面からは、ほとんど一体として取扱われはじめており、法律的にも一体とする理論の確立が待たれているのが現状

である。⁽¹⁰⁾

親会社は一社の場合だけでなく、数社のグループが共同子会社を支配する場合も同様に解される。

親会社が、不完全分割 (scission imparfaite) の方法によつて、⁽¹¹⁾ 営業の一部門を分割して、完全子会社を新設し、この部門の営業をすべて子会社に移転する場合は、経済的には専業化の推進であり、私のいう企業目的にそうかのようにみえるけれども、親会社は完全にこの部門の営業を廃止するから、当然、定款目的からこの部門に関する項目は削除されなければならない。したがって、親会社としては、分割によって新設された会社の株式を取得し保有してはならぬことになる。この点に関して、フランス会社法387条、383条2項末段は、分割によって新設された会社の株式は、分割出資をした親会社ではなく、親会社の株主に、直接帰属することを明規している。⁽¹²⁾

(10) この問題に関するフランス法学界の動向については、Michel Vanhaeck, *Les groupes de sociétés*, 1960, p.499 et suiv.参照。

(11) 不完全分割については、拙著 株式会社の分割と分割合併 (1970年11月) p.11 以下参照。

(12) 同拙著 p. 12。

余論——政治資金の寄附について——アメリカにおいては、法律でこれを禁止している州もあるというのに、⁽¹³⁾ 日本においては、政治資金規制法が、会社や労働組合その他の団体が政治資金の寄附を行なうことを前提として、その規制を定めている。ただし、同法は、昭和51年1月1日施行後5年を経過した場合、……政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途および会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとする旨の規定 (同法附則第8条) を設けているので、その検討の結果に期待をかけてはいるれけれども、結論としては、社会階層的に無色であるべき私法の基本的性格から、否定説を唱え

られる富山教授の説に賛成である。¹⁴要するに、この寄附は、定款目的として記載することを許されない無償行為であるばかりでなく、企業目的としても、これを認めるべきではないと思う。

(13) H.G. Henn, op. cit., p.350.

(14) 富山康吉 前掲論文 民商法雑誌第47巻第6号 p.58, p.59.